配当公告

三重県伊勢市船江二丁目一五番一四号
破産者　株式会社ヨネヤマ

右の者に対する津地方裁判所伊勢支部平成二十八年（フ）第六十二号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二二一、三二二、九七〇円

一、配当することのできる金額
金二二、一三二、二九八円

平成三十年一月二十三日
三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階
破産管財人　**北薗　太**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫前郡苫前町字古丹別二〇一番地、最後の住所札幌市豊平区平岸一条六丁目一番B3―五〇五号　佐藤孝方
被相続人　亡　澤谷　嶺子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日
事務所札幌市中央区南四条西六丁目七番地　六華ビル　大井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大井　相石

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県九戸郡洋野町種市第十四地割七七番地、最後の住所仙台市太白区中田七丁目二一番一号やすらぎ苑仙台中田
被相続人　亡　猪石　祐助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日
仙台市太白区長町二丁目一二番三四号
相続財産管理人　司法書士　京　昭弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県亘理郡亘理町荒浜字御狩屋一五九番地一三、最後の住所宮城県亘理郡亘理町荒浜字中野一四五番地二二
被相続人　亡　青柳　広光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日
宮城県仙台市青葉区二日町一番二三号アーバンネット勾当台ビル一〇階
相続財産管理人　弁護士　浅倉　稔雅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県比企郡吉見町大字和名九七二番地、最後の住所群馬県高崎市中島町一三五番地二八
被相続人　亡　鈴木　孝幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日
群馬県高崎市飯塚町九六番地二
相続財産管理人　弁護士　池田　貴明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県茂原市茂原一七五番地、最後の住所不明
被相続人　亡　小澤　捷宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日
事務所千葉県茂原市高師台一丁目一〇番地八
相続財産管理人　司法書士　諸岡　龍一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市稲毛区黒砂一丁目五〇八番地、最後の住所千葉県千葉市稲毛区黒砂一丁目八番六号
被相続人　亡　宍倉　栄司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日
事務所千葉県千葉市中央区中央四―一三―三一　高嶋ビル四〇二　佐久間法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐久間水月

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区関原三丁目七番、最後の住所東京都足立区関原三丁目七番三号
被相続人　亡　池田　眞一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日
事務所東京都中央区八重洲二―一一―六　八重洲ＫＮビル三階宇田川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宇田川博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋小伝馬町九番地三六、最後の住所東京都西東京市芝久保町一丁目二三番一三号
被相続人　亡　柴田　信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日
東京都日野市日野本町三―一四―一八谷井ビル四階日野市民法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木村　真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市伊吹町二九五番地、最後の住所東京都練馬区大泉町二丁目三四番三一号
被相続人　亡　中川タマヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日
事務所東京都荒川区西日暮里二丁目二五番一―八〇六号ステーションガーデンタワー　段野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　段野　晋吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区内幸町一丁目三番地二、最後の住所東京都墨田区立花一丁目二四番一―二一〇号
被相続人　亡　青木　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日
東京都港区北青山三丁目一二番七号秋月ビル四〇七浅倉隆顕法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅倉　隆顕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区西大泉四丁目一四三〇番地、最後の住所東京都練馬区大泉学園町六丁目一三番三二号
被相続人　亡　内田　泰光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日
事務所東京都港区西新橋一丁目二〇番三号　虎ノ門法曹ビル二〇四号室東京フィールド法律事務所
相続財産管理人　弁護士　京野　哲也

第３期決算公告

平成30年1月23日　東京都港区芝大門２丁目２番１号
三光汽船株式会社
代表取締役社長　田端　仁一

貸借対照表の要旨（平成29年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,201	流動負債	5,180
固定資産	6,060	固定負債	3,116
		株主資本	958
		資本金	10
		資本剰余金	23
		その他資本剰余金	23
		利益剰余金	925
		その他利益剰余金	925
		評価・換算差額等	6
		その他有価証券評価差額金	6
資産合計	9,262	負債・純資産合計	9,262

（注）当期純利益　250百万円